利用承諾書

○豊根村無料職業紹介所について

豊根村民や移住・定住をお考えの方に向けた職業紹介支援として、また、村内で人手がほしい事業者と働きたい人を地元で繋ぎ、地域の雇用創出と活性化を図る目的で、豊根村無料職業紹介所を設置します。

【名称】
　豊根村無料職業紹介所　（許可・届出受理番号：23-地-000020）

【場所】
　北設楽郡豊根村下黒川字蕨平２番地
　豊根村役場　商工観光課

【営業時間】

　平日　8：30～17：15（土日祝日・年末年始を除く）

　※担当者が不在の場合もございますので、来庁される際は、事前に連絡を頂けますとスムーズにご案内が可能です。

○求人・求職の取扱いについて

【取扱範囲】

　求人：豊根村民もしくは豊根村への移住希望者を雇用する企業。

　求職：豊根村民もしくは豊根村への移住希望者。

【申込方法】

　定められた様式にご記入頂き、紹介所（役場 商工観光課）もしくはメールにて提出いただきます。

　求人：　①事業所登録シート　②求人票（一般・パート）　③利用承諾書

　求職：　①求職票　　　　　　②利用承諾書

※メール提出の場合、こちらからお電話にて内容の確認をさせて頂き、双方が了承した後に登録となります。

【取扱期間】

　申込み後、受付完了日より６ヶ月間。

　※更新を希望される場合は、再度申請をお願い致します。

　※６ヶ月を過ぎても再申請がない場合、自動的に破棄するものとします。

＜裏面に続く＞

【その他】
　　(1)申込みにあたり、求職・求人ともに以下の場合は受理できません。
　　　①申込み内容が取り扱いの範囲外であるとき
　　　②申込み内容が法令に反するとき
　　　③反社会勢力とのかかわりがあるとき
　　　④申込み内容に不備がある場合、またメールで受領の場合は、電話での内容確認ができないとき
　　　⑤開示する労働条件が労働基準法に抵触するとき
　　　⑥その他、豊根村職業紹介所が不適と認めたとき

　　(2)登録した個人・法人等の情報について
　　　①登録した情報について、警察等への情報提供・捜査協力に使用する場合があります。
　　　②登録した個人・法人から情報の破棄の申し出があった場合、または求職者が就職決定をされた場合は、

当方で１ヶ月以内にその情報を破棄するものとします。

③スムーズかつ求人・求職者の双方に良い条件での紹介が行えるよう、ハローワークへの登録をお願いす

る場合があります。

（3)損害賠償等の範囲
　　　豊根村無料職業紹介所はあくまで上記目的のもと、求人者と求職者をつなぐサービスのみを提供します。
　　　従って、求人者と求職者で生じた雇用契約や労働条件等に関するトラブルや損害については一切の責任を

負わないものとします。採用にあたり、求人者と求職者で必ず面接を行い、双方が同意、納得した上で求

人者は採用可否を決定するようお願い致します。また、豊根村無料職業紹介所は個人の適正や専門的な知

識についての助言等は一切いたしかねます。求人票・求職票の情報以上の情報は双方面接などで確認し、

採用後のミスマッチのないようご配慮くださいますよう、お願い致します。

上記内容を承諾いたしました。

　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

署名